

参議院議員通常選挙の啓発に係る企画、媒体制作・
媒体制作監理等業務

企画プロポーザル審査要領

令和 7 年 2 月

岩手県選挙管理委員会事務局

この「企画プロポーザル審査要領」は、岩手県選挙管理委員会事務局（以下「県選管」という。）が実施する「参議院議員通常選挙の啓発に係る企画、媒体制作・媒体制作監理等業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者を選定するために行う提案書等の審査について、必要な事項を定めるものである。

1 審査機関

- (1) 本業務に係る提案書等審査については、審査・選考に係る委員会（以下「委員会」という。）において実施する。
- (2) 委員会は、企画プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加者」という。）から提出された提案書等について、別途定める審査基準に基づき審査を行い、その結果を県選管に報告する。

2 審査項目、審査の観点及び配点

配点は100点満点とし、審査項目、審査の観点及び配点は次のとおりとする。

審査項目及び審査の観点	配点
1 全体計画（トータルコンセプト） <ul style="list-style-type: none"> ・ 現状を踏まえ、具体的な方向性が明確に示されているか。 ・ 複数の媒体による広報が、互いに関連づけられるなど、戦略的に展開されているか。 ・ 県選管が求める目的、ターゲットに合致した有効かつ実現可能な計画が示されているか。 	【10点】
2 業務内容 〈共通審査項目（⑥を除く。）〉 <ul style="list-style-type: none"> ・ 全体計画、ターゲット等の方向性に合致しているか。 ・ 必須事項仕様を満たしているか。 ・ 効率的かつ効果的な啓発のための工夫がされているか。 ・ 表現やデザインが、興味や関心をひく訴求性の高いものとなっているか。 ・ 文字の大きさ、配色等が年齢、性別、障がいの有無等に関わらずアピールできているか。 ・ 老若男女や障がいの有無、能力の如何を問わず認識できる公平性、受け取る側に対して否定的なイメージを抱かせない公益性を考慮したものになっているか。 	【全80点】
① テレビCMの制作・放送	【15点】
② ラジオCMの制作・放送	【5点】
③ YouTube 広告	【15点】
④ 選挙啓発ポスター及びチラシの製作・発送	【15点】
⑤ 鉄道車内の広告及び駅へのポスター掲出	【5点】
⑥ アンケート調査の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 仕様書で定めるサンプル数の回収が見込める実施方法か。 ・ より多くサンプルを回収するための工夫がなされているか ・ 臨時啓発事業の実施効果が把握できる調査内容となっているか。 	【5点】
⑦ 自由提案事項 ※共通審査項目に加えて下記を追加。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 斬新な取組みで、他の業務との相乗効果・補完効果が期待できるか。 	【20点】

<p>3 業務遂行能力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 組織体制が具体的に提案されており、委託業務を確実に履行できるものとなっているか。 ・ 十分な類似業務の実績があり、委託業務を確実に履行する能力があるか。 	<p>【 5 点】</p>
<p>4 費用積算内訳書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 積算額が予算額の範囲内となっているか。 ・ 積算単価や数量は正確かつ適正な価格と認められるか。 ・ 提案内容との整合性はあるか。 	<p>【 5 点】</p>

3 審査方法

- (1) 審査は、提案書等及び参加者による委員会でのプレゼンテーションに基づいて行う。
- (2) 委員会の委員は、提案書等及びプレゼンテーションに基づき、個別の審査項目ごとに評価を行い、評点を付ける。
- (3) 上記(2)の評点の合計点に基づき、委員ごとに上位3者まで順位点（1位＝5点、2位＝3点、3位＝1点）をつけ、その順位点の合計により順位を決定し、県選管に報告する。
順位点の合計が同点の場合には、高い順位点の評価数が多い者を上位者とし、高い順位点の評価数が同数の場合は、委員会において合議の上、順位を決定する。
- (4) 参加者が4者以下であった場合には、一次審査は実施しないものとする。
参加者が1者のみであった場合にも、委員会において(1)のとおり審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価し、その旨を県選管に報告する。